

業務仕様書

この仕様書は、湯沢市都市公園環境整備業務委託仕様書（委託番号：ETK262006）に適用する。

1 委託箇所 湯沢市都市公園（湯沢墓地公園・愛宕公園・倉内河川公園）

2 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

公園名称	作業内容	適用
湯沢墓地公園	園内清掃業務	
	トイレ清掃業務	
	草刈り業務	機械等使用料を含む
	除草剤散布業務	機械等使用料を除く
	雪囲い設置・撤去業務	
	雪踏み業務	
	その他管理上必要な業務	植栽管理等
愛宕公園	園内清掃業務	
	トイレ清掃業務	
	草刈り業務	機械等使用料を含む
	雪囲い設置・撤去業務	
倉内河川公園	草刈り業務	機械等使用料を除く

※業務の実施にあたり、双方協議の上で必要に応じて軽トラックや動力噴霧器等の資機材を借り上げるものとする。

※業務の実施にあたっては、業務実施箇所の状況を見極め、発注者の指示する時期を基に実際の実施時期等を双方協議の上で調整するものとする。

4 業務責任者の配置

受注者は、委託業務の履行にあたり、受注者を代理する業務責任者を選任して、次の業務を担当させるものとする。

- ① 就業者の指導監督及び業務処理
- ② 委託業務の履行に関する発注者との業務連絡及び調節
- ③ 発注者からの業務仕様書に基づく依頼事項の受任及び業務仕様書以外の特別発注事項の承諾
- ④ その他本契約の目的達成に必要な事項

5 作業報告

- ① 受注者は、月ごとに就業者の就業状況について、担当職員に報告しなければならない。
- ② 担当職員は、受注者の提出した就業報告書で、その都度履行を確認する。なお、担当職員が必要と認めるときは、業務の実施状況を現地調査することができる。
- ③ 受注者は、前項の現地調査の結果、補正を命じられたときは、速やかに作業を行い、発注者の再確認を受けなければならない。

6 委託料の支払い

受注者への委託料の支払いは、委託業務完了後とする。なお、履行部分に相当する業務委託料については、月ごとに部分払いを請求することができる。

また、月ごとに部分払いを行った場合は、総就業状況により業務委託料の変更を行い、最終支払いにおいて精算払いを行うものとする。

7 緊急時等の対応

① 事故等の対応

委託業務実施中に事故が発生した場合は、受注者は速やかに必要な措置を講じるとともに、発注者を含む関係者に対して状況を通報し、報告書を提出すること。

② 災害時の対応

委託業務実施中に災害が発生した場合は、受注者は公園利用者に被害及ばないように応急措置をとり、災害により発生する損害等が最小限になるよう努めるとともに、発注者を含む関係者に状況を通報すること。

8 注意事項

- ① 就業者は、就業中は公園利用者への言動に注意し、親切丁寧に対応すること。
- ② 就業者は、就業中は各委託業務にふさわしい服装をすること
- ③ 就業者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、当該委託業務を退いた後も同様とする。

9 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。